

# 令和7年度 第30回木曾地域シニア作品展開催要項

木曾地域シニア作品展実行委員会

## 1 趣 旨

高齢者が、知識・経験・特技を生かし、趣味として制作した作品を一堂に展示することにより、高齢者の交流と生きがいを進め、もって木曾地区の高齢者福祉の向上を図る。

## 2 主 催

木曾地域シニア作品展実行委員会

- (1) 木曾郡内町村
- (2) (公財)長野県長寿社会開発センター木曾支部
- (3) (公財)長野県長寿社会開発センター木曾地区賛助会
- (4) 木曾郡シニアクラブ連絡協議会
- (5) 木曾保健福祉事務所

## 3 開催期日・時間

令和7年11月7日(金)・8日(土) 午前9時30分から午後5時まで

## 4 開催場所

木曾町文化交流センター(木曾町福島5129)

## 5 出品者資格

- (1) おおむね60歳以上の木曾郡在住者
- (2) 木曾地区賛助会会員
- (3) シニア大学木曾学部在籍者

## 6 部 門

- (1) 工芸品
- (2) 絵画
- (3) 写真
- (4) 書
- (5) 俳句・短歌
- (6) 手芸
- (7) 盆栽

## 7 出品作品

出品作品は、一人1部門につき3点以内とし、出品者により制作されたもの

## 8 出品規格

- (1) 工芸品及び手芸
  - ア 大きさは、90cm×90cm×90cm以内とし、重量は、15kg以内とする。
  - イ 電気の使用は、原則認めるが、作品数によっては使用できない場合がある。
  - ウ 作品を掛ける場合は、展示用の吊り紐等をつける。
- (2) 絵画
  - ア 30号(91cm×72.7cm)以内で、額縁を使用し、展示用の吊り紐等をつける。
- (3) 写真
  - ア 四つ切以上(25.4cm×30.5cm)以上、全紙(45.7cm×56cm)以内、パネルまたは額縁を使用し、展示用の吊り紐等をつける。

- (4) 書  
ア 1幅の仕上がり寸法を240cm×90cm以内とし、本表装または仮表装をする。
- (5) 俳句・短歌  
ア 短冊等を使用し、展示用の吊り紐等をつける。  
※企画に合わない作品は、原則受け付けない。  
※電気の使用は、原則認めるが、作品数によっては使用できない場合がある。

## 9 出品方法等

- (1) 出品者は、「出品申込書」(作品展様式1)を提出する。  
＜提出先＞  
ア 一般、シニアクラブ会員は「町村役場福祉係」または「事務局」へ提出する。  
イ 賛助会会員は所属のグループ長に提出する。  
＜提出期日＞ 8月21日(木)～10月8日(水)
- (2) 「町村役場福祉係」「賛助会のグループ長」は、集まった「出品申込書」(作品展様式1)を「事務局」へ提出する。  
＜提出期日＞ 10月14日(火)

## 10 作品の搬入および搬出

- (1) 作品の搬入者および搬出者  
搬入・搬出は、原則として出品者個人が行う。個人では難しい場合は、「町村役場福祉係」又は事務局に相談する。
- (2) 作品搬入  
作品の搬入は、11月6日(木) 午後3時から午後4時に行う。  
※作品の展示については、実行委員の指示に従って展示する。  
※作品には、「出品票」(作品展様式2)を添付する。  
※(「出品票」は「出品申込書」の提出と引き換えに、出品者に渡す。)  
※「出品票」の作品名・氏名は、サインペン・筆・マジック等で大きくはっきりと書く。ボールペン等は使用しない。
- (3) 作品搬出  
作品の搬出は、11月9日(日) 午前11時から午前11時30分に行う。
- (4) 駐車場  
作品の搬入搬出時には建物入口のスペースが短時間駐車可能だが、搬入搬出後は速やかに駐車場誘導係に従い、大手町立体駐車場、山平駐車場車に移動をする。  
※大手町立体駐車場は3.5時間無料、受付で駐車券の提示が必要となる。

## 11 その他

- (1) 作品は十分な注意をもって取り扱うが、不慮の事故等により損害が生じた場合は、主催者は責任を負わないものとする。
- (2) 作品の著作権は、出品者に帰属するものとする。ただし、主催者が広報等に作品の図版が必要な場合には、使用できるものとする。
- (3) 出品者の個人情報については、作品の受付、確認、出品作品目録の作成及び返却の際に利用し、他の目的には使用しない。

## 12 問い合わせ先

- (1) 各町村役場(福祉係)
- (2) 木曾地域シニア作品展実行委員会事務局  
(公財)長野県長寿社会開発センター木曾支部  
電話 0264-25-2218  
FAX 0264-24-2350